

財政援助団体等監査措置状況報告書

対象補助金	令和元年度こどもの居場所運営支援事業費補助金
担当課名	こども相談・健康課
監査実施日	令和2年10月
提出月日	令和3年3月18日
措置状況等	
【所管課への指摘事項等】 (1) 燃料費について 燃料費については、運行日誌を確認したところ、市外利用や市外での給油が多く、対象経費に該当するかどうか疑問が生じるものがあった。所管課は対象経費と対象外経費が混在していないかの確認を怠らず、補助金の適正な執行について指導されたい。 【要望事項】	措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置 <input type="checkbox"/> 給油については、市内業者を優先利用するよう依頼し、監査指摘後は市内業者の利用となっておりません。また、車両の市外利用についても、業務上やむを得ない場合のみ利用することを確認しており、市外利用の場合には用途の確認を行っております。
(2) 補助金交付事務について 補助金交付申請書及び交付請求書の記載内容や押印された印鑑が統一性のないものになっていた。所管課は申請に係る書類等を精査し、適切な事務処理を行うよう努められたい。 【指摘事項】	措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置 <input type="checkbox"/> 監査を受けて、法人の印鑑証明書で登録印を確認し、書類については登録印を使用するよう統一しております。
【NPO法人プロミスキーパーズ】 (1) 燃料費について 燃料費について、運行日誌を確認したところ、市外利用や市外での給油が多く、対象経費に該当するかどうか疑問が生じるものがあった。補助金目的に沿った予算の執行に努められたい。 【要望事項】	措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置 <input type="checkbox"/> 監査以降、給油については、市内業者を優先活用していることを領収証で確認しております。 また、車両の市外利用についても、業務上やむを得ない場合のみ利用するよう徹底していることから、車両の市外利用も減少しております。

※措置済 検討中 未措置 のうちの該当するものにチェックを入れてください。
措置済で報告されたものは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、公表いたします。

対象補助金	令和元年度こどもの居場所運営支援事業費補助金		
担当課名	こども相談・健康課	監査実施日	令和2年10月
		提出月日	令和3年3月18日
指摘事項等		措置状況等	
<p>(2) 補助金交付申請について 補助金申請書及び交付請求書の記載内容や押印された印鑑が統一性のないものになっていた。補助金に係る書類の名称や印鑑は統一されたものを使用するよう努められたい。</p> <p>【指摘事項】</p>		<p>措置済 <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 未措置 <input type="checkbox"/></p> <p>監査での指摘事項を受け、法人の登録印を使用することで統一しております。</p>	
<p>(3) 定款の整備について 補助金申請書に記載された事業目的や事務所所在地が団体の定款と違うものになっていた。実態に合った定款の整備に努められたい。</p> <p>【指摘事項】</p>		<p>措置済 <input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 未措置 <input type="checkbox"/></p> <p>監査の指摘事項を受け、事業目的や事務所の所在地変更を含めた定款の変更手続きを行っているところであり、現在、まだ手続きが完了していない状況であることを法人より確認しております。</p>	

※措置済 検討中 未措置 のうちの該当するものにチェックを入れてください。
措置済で報告されたものは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、公表いたします。

財政援助団体等監査措置状況報告書

指定管理施設名	沖縄市産業交流センター及び泡瀬パヤオ交流広場
担当課名	農林水産課
監査実施日	令和2年10月
提出月日	令和3年3月19日
措置状況等	
<p>【所管課への指摘事項等】</p> <p>(1)就業規則への給与等の明記について 指定管理者仕様書には、「就業規則を定め遵守しなければなら ない」とあるが、給与等については、労働契約書で別途通知され てはいるものの、就業規則には明記されておらず、わかりにくい ものとなっていた。所管課は、就業規則等に給与等の定めについ て明記するよう指導されたい。</p> <p style="text-align: center;">【要望事項】</p>	<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>令和2年11月13日（金）、指定管理者と産業交流センターにおいて協議し、 給与に関する定めを明記した就業規則を令和2年度内に改定するよう指導しました。 現在、規則改正案は作成されており、指定管理者である沖縄市漁業協同組合の 3月25日予定の理事会において承認後施行する予定です。</p>
<p>(2)指定管理状況の把握について 沖縄市指定管理者制度に係る運用指針では、モニタリングの 実施について「施設の適正な管理水準やサービスに関して、市が 定める条例や協定書等に定められた管理運営・事業の実施が要求 水準を満たしているかチェックを行うとともに、必要に応じて改善 を求める措置を行うものとする」と記載されているが、所管課は 年度終了後の事業報告書の提出のみを基本協定書に定め、定期報告 等を義務付けていなかった。指定管理者との連絡を密にし、年度 途中の管理状況の把握について検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">【留意事項】</p>	<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>令和3年度より以下のとおり改善を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議（基本協定第41条）を定期及び臨時 に開催する。開催は年4回（4月、7月、10月、2月）とし、各月中旬、遅くとも20日 までに行う。参加者は担当（農林水産課係長、施設所長、担当者）レベルとするが 必要に応じて、管理職（課長・漁協管理職）等の出席を求める。 ・年度途中の報告は、4月～9月までの管理運営・事業の中間報告を11月末までの 提出とする。

※措置済検討中未措置のうちの該当するものにチェックを入れてください。
 措置済で報告されたものは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、公表いたします。

指定管理施設名	沖縄市産業交流センター及び泡瀬パヤオ交流広場	
担当課名	農林水産課	提出月日
	監査実施日	令和3年3月19日
	令和2年10月	
指摘事項等		措置状況等
<p>(3)協議事項の記録の保存について 指定管理に関する協議事項が発生した場合は、通常は口頭のみ やりとりで記録を残していなかった。業務に関する事項については 齟齬がないよう記録を残すことを検討されたい。</p> <p>【要望事項】</p>		<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>業務上のやり取りについては、できるだけ所管課及び指定管理者の双方で 記録を残すよう努めます。 また指示や報告等については、協議書等を作成するとともに、双方が共通認識 を持つよう努めます。</p>
<p>【沖縄市漁業協同組合】</p> <p>(1)利用料の取扱いについて パヤオ交流広場の利用料金については、現金徴収のみを行って いるが、利用料が少額ということで、ひと月分まとめた金額を現金 明細表に記入し、口座には入金せず小口現金として管理していた また、産業交流センターの利用料については窓口で徴収分を月に 1回から2回まとめて口座に入金しているが、現金明細表に記録が なく、どちらも現金の入出金の記録が行われていなかった。不正を 防止する観点からも、徴収した当日に現金明細表に記入し、決裁を 仰ぐ等、現金の取り扱いについて改善を図る事が必要である。</p> <p>【指摘事項】</p>		<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>令和2年12月より現金明細表を作成し、現金の入出の都度記録し速やかに 決裁しております。また、適時口座へ入金するよう改善しております。</p>

※措置済検討中未措置のうちの該当するものにチェックを入れてください。
措置済で報告されたものは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、公表いたします。

指定管理施設名	沖縄市産業交流センター及び泡瀬パヤオ交流広場		
担当課名	農林水産課	監査実施日	令和2年10月
		提出月日	令和3年3月19日
指摘事項等		措置状況等	
<p>(2)利用の申請・許可事務について</p> <p>産業交流センターとパヤオ交流広場の利用申請事務において、申請書類の不備や条例により基本的に前払いとなっている利用料金の事後払い、また、利用申請が利用した日より後に提出されているもの等、不適切な事務処理が散見された。条例・規則に基づいた適切な事務の執行に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【指摘事項】</p>		<p>措置済<input checked="" type="checkbox"/> 検討中<input type="checkbox"/> 未措置<input type="checkbox"/></p> <p>令和2年11月より、利用料金の事後払いおよび利用後申請は原則利用不可としております。</p> <p>ひきつづき条例・規則等に基づいて事務の執行に努めます。</p>	

※措置済検討中未措置のものにチェックを入れてください。
措置済で報告されたものは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、公表いたします。